

保護者の方へ

江田島市立 大古小学校
校長 加藤 幸恵

出席停止のお知らせ（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外）

お子様は学校で予防すべき感染症に感染したことから、学校保健安全法第 19 条により、下記の基準となる出席停止期間を参考に、医師の登校許可が出るまで出席停止を指示いたします。登校の際は、医療機関において「登校許可書」を記入してもらい、学校に提出してください。
（なお、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は、別の用紙になります。）

☆学校で感染を予防すべき主な感染症

感染症名		基準となる出席停止期間
第一種(エボラ出血熱，鳥インフルエンザ 等)		治癒するまで
第二種	インフルエンザ（別用紙）	発症した後 5 日を経過し，かつ，解熱した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症（別用紙）	発症した後 5 日を経過し，かつ，症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで，または 5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後， 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺，顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し，かつ，全身状態が良好となるまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎	主要症状が消退した後， 2 日を経過するまで
	結核	感染の恐れがないと認めるまで
第三種 （腸管出血性大腸菌感染症，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎，その他の感染症 等）		感染の恐れがないと認めるまで

キ リ ト リ セ ン

登 校 許 可 書

三高小学校長 様

() 年 () 組 名前 ()

○ 病 名 ()

○ 出席停止期間 (月 日 ～ 月 日)

上記の児童・生徒の登校を許可します。

年 月 日

医療機関名

医 師 名